

鹿 児 島 県 公 報

令和 7 年 3 月 14 日（金）第 599 号の 2



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告

示

- 家畜伝染病予防法に基づく検査の実施（11件）（家畜防疫対策課取扱い） 1
○家畜伝染病予防法に基づく注射の実施（家畜防疫対策課取扱い） 5

告

示

鹿児島県告示第189号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、牛のブルセラ症及び結核の発生を予防するための検査を次のとおり実施するので、当該検査の対象となる家畜の所有者に対し当該検査を受けることを命ずる。

令和 7 年 3 月 14 日

鹿児島県知事 塩田康一

1 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

- (1) ブルセラ症にあつては、種付け又は家畜人工授精の用に供し、若しくは供する目的で飼育している雄牛で種畜検査を受検するもの。ただし、ブルセラ症にかかつていない旨の証明書を有する雄牛を除く。
(2) 管轄する家畜保健衛生所長が特に必要と認める牛

2 検査の方法

ブルセラ症にあつては酵素免疫測定法、補体結合反応検査、疫学的検査又は臨床検査、結核にあつてはツベルクリン検査、疫学的検査又は臨床検査

3 実施する区域及び実施の期日

実 施 す る 区 域	実 施 の 期 日
県 下 全 域	令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間において検査の対象となる家畜が所在する区域を管轄する家畜保健衛生所又はその支所の長が指定する日

鹿児島県告示第190号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、牛伝達性海綿状脳症の発生の状況及び動向を把握するための検査を次のとおり実施するので、当該検査の対象となる家畜の死体の所有者に対し当該検査を受けることを命ずる。

令和 7 年 3 月 14 日

鹿児島県知事 塩田康一

1 実施の対象となる家畜の死体の種類及び範囲

牛海綿状脳症対策特別措置法（平成14年法律第70号）第6条第1項に基づく届出の対象となる牛。ただし、同条第2項ただし書に該当する場合を除く。

2 検査の方法

酵素免疫測定法、疫学的検査又は臨床検査

3 実施する区域及び実施の期日

実 施 す る 区 域	実 施 の 期 日
県 下 全 域	令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間において検査の対象となる家畜が所在する区域を管轄する家畜保健衛生所又はその支所の長が指定する日

鹿児島県告示第191号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により，馬伝染性子宮炎の発生を予防するための検査を次のとおり実施するので，当該検査の対象となる家畜の所有者に対し当該検査を受けることを命ずる。

令和 7 年 3 月 14 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
管轄する家畜保健衛生所長が特に必要と認める馬
- 2 検査の方法
細菌学的検査，血清学的検査，疫学的検査又は臨床検査
- 3 実施する区域及び実施の期日

実 施 す る 区 域	実 施 の 期 日
県 下 全 域	令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間において検査の対象となる家畜が所在する区域を管轄する家畜保健衛生所又はその支所の長が指定する日

鹿児島県告示第192号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により，馬パラチフスの発生を予防するための検査を次のとおり実施するので，当該検査の対象となる家畜の所有者に対し当該検査を受けることを命ずる。

令和 7 年 3 月 14 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
管轄する家畜保健衛生所長が特に必要と認める馬
- 2 検査の方法
凝集反応検査，疫学的検査又は臨床検査
- 3 実施する区域及び実施の期日

実 施 す る 区 域	実 施 の 期 日
県 下 全 域	令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間において検査の対象となる家畜が所在する区域を管轄する家畜保健衛生所又はその支所の長が指定する日

鹿児島県告示第193号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により，豚のオーエスキー病の発生を予防するための検査を次のとおり実施するので，当該検査の対象となる家畜の所有者に対し当該検査を受けることを命ずる。

令和 7 年 3 月 14 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
(1) 繁殖の用に供する目的で県内へ導入した豚（オーエスキー病にかかっていない旨の証明書を有するものを除く。）で管轄する家畜保健衛生所長が特に必要と認めるもの

(2) 県内豚飼養農家で別途管轄する家畜保健衛生所長が指定するもの

2 検査の方法

ラテックス凝集反応法，酵素免疫測定法，中和試験，疫学的検査又は臨床検査

3 実施する区域及び実施の期日

実 施 す る 区 域	実 施 の 期 日
県 下 全 域	令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間において検査の対象となる家畜が所在する区域を管轄する家畜保健衛生所又はその支所の長が指定する日

鹿児島県告示第194号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第 5 条第 1 項の規定により，高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの発生を予防するための検査を次のとおり実施するので，当該検査の対象となる家畜の所有者に対し当該検査を受けることを命ずる。

令和 7 年 3 月 14 日

鹿児島県知事 塩田康一

1 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

(1) 種類

家きん（鶏，あひる，うずら，きじ，だちょう，ほろほろ鳥及び七面鳥）

(2) 範囲

県内で家きんを100羽以上（だちょうについては，10羽以上）飼養する農家で，別途管轄する家畜保健衛生所長が指定するもの

2 検査の方法

酵素免疫測定法，寒天ゲル内沈降反応検査，その他必要な検査

3 実施する区域及び実施の期日

実 施 す る 区 域	実 施 の 期 日
県 下 全 域	令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間において検査の対象となる家畜が所在する区域を管轄する家畜保健衛生所又はその支所の長が指定する日

鹿児島県告示第195号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第 5 条第 1 項の規定により，蜜蜂の腐蛆^そ病の発生を予防するための検査を次のとおり実施するので，当該検査の対象となる家畜の所有者に対し当該検査を受けることを命ずる。

令和 7 年 3 月 14 日

鹿児島県知事 塩田康一

1 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施区域内で飼養され，転飼をしようとする蜜蜂及び管轄する家畜保健衛生所長が特に必要と認める蜜蜂

2 検査の方法

肉眼検査，細菌学的検査，疫学的検査又は臨床検査

3 実施する区域及び実施の期日

実 施 す る 区 域	実 施 の 期 日
県 下 全 域	令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間において検査の対象となる家畜が所在する区域を管轄する家畜保健衛生所又はその支所の長が指定する日

鹿児島県告示第196号

家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）第 5 条第 1 項の規定により、アカバネ病、チュウザン病及びアイノウイルス感染症の発生の状況及び動向を把握するための検査を次のとおり実施するので、当該検査の対象となる家畜の所有者に対し当該検査を受けることを命ずる。

令和 7 年 3 月 14 日

鹿児島県知事 塩田康一

1 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

県内で飼育している越夏していない牛で管轄する家畜保健衛生所長が特に必要と認めるもの

2 検査の方法

中和試験、ウイルス学的検査、疫学的検査又は臨床検査

3 実施する区域及び実施の期日

実 施 す る 区 域	実 施 の 期 日
県 下 全 域	令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間において検査の対象となる家畜が所在する区域を管轄する家畜保健衛生所又はその支所の長が指定する日

鹿児島県告示第 197 号

家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）第 5 条第 1 項の規定により、雄牛の牛カンピロバクター症及びトリコモナス症、種豚のブルセラ症及びオーエスキー病並びに種馬の馬パラチフスの発生を予防するための検査を次のとおり実施するので、当該検査の対象となる家畜の所有者に対し当該検査を受けることを命ずる。

令和 7 年 3 月 14 日

鹿児島県知事 塩田康一

1 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

種付け又は家畜人工授精の用に供し、若しくは供する目的で飼育している雄牛、雄豚及び雄馬で種畜検査を受検するもの

2 検査の方法

牛カンピロバクター症にあつては培養検査、蛍光抗体法、PCR 検査、疫学的検査又は臨床検査、トリコモナス症にあつては顕微鏡検査、疫学的検査又は臨床検査、ブルセラ症にあつては凝集反応検査、補体結合反応検査、疫学的検査又は臨床検査、オーエスキー病にあつてはラテックス凝集反応法、酵素免疫測定法、中和試験、疫学的検査又は臨床検査、馬パラチフスにあつては凝集反応検査、疫学的検査又は臨床検査

3 実施する区域及び実施の期日

実 施 す る 区 域	実 施 の 期 日
県 下 全 域	令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間において検査の対象となる家畜が所在する区域を管轄する家畜保健衛生所又はその支所の長が指定する日

鹿児島県告示第 198 号

家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）第 5 条第 1 項の規定により、豚熱及びアフリカ豚熱の発生を予防するための検査を次のとおり実施するので、当該検査の対象となる家畜の所有者に対し当該検査を受けることを命ずる。

令和 7 年 3 月 14 日

鹿児島県知事 塩田康一

1 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

(1) 種類

豚及びいのしし

(2) 範囲

県内豚及びいのしし飼養施設で別途管轄する家畜保健衛生所長が指定するもの

2 検査の方法

豚熱にあつては酵素免疫測定法，中和試験，遺伝子検出検査，その他必要な検査，アフリカ豚熱にあつては遺伝子検出検査，その他必要な検査

3 実施する区域及び実施の期日

実 施 す る 区 域	実 施 の 期 日
県 下 全 域	令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間において検査の対象となる家畜が所在する区域を管轄する家畜保健衛生所又はその支所の長が指定する日

鹿児島県告示第199号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第 5 条第 1 項の規定により，ヨーネ病の発生の状況及び動向を把握するための検査を次のとおり実施するので，当該検査の対象となる家畜の所有者に対し当該検査を受けることを命ずる。

令和 7 年 3 月 14 日

鹿児島県知事 塩田康一

1 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

- (1) 種付けの用に供し，又は供する目的で飼育している雄牛
- (2) その他管轄する家畜保健衛生所長が特に必要と認めたもの

2 検査の方法

スクリーニング法，リアルタイムPCR法，ヨーニン検査，疫学的検査，臨床検査又は細菌検査

3 実施する区域及び実施の期日

実 施 す る 区 域	実 施 の 期 日
県 下 全 域	令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間において検査の対象となる家畜が所在する区域を管轄する家畜保健衛生所又はその支所の長が指定する日

鹿児島県告示第200号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第 6 条第 1 項の規定により，家畜の所有者に対し，次のとおり家畜について注射を受けることを命ずる。

令和 7 年 3 月 14 日

鹿児島県知事 塩田康一

1 実施の目的

豚熱の発生の予防

2 実施する区域

県下全域

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

県内で飼養している豚及びいのししであつて家畜保健衛生所長が必要と認めるもの

4 実施の期日

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間において家畜保健衛生所長が指定する日

5 注射の方法

皮下又は筋肉内注射